

伊方町議会第76回定例会に係る一般質問通告内容

質問者	質問の大綱	質問の相手
田村 義孝 議員	1 選挙公報について	町 長
質問の要旨		
<p>本年は伊方町長選挙が行われます。以前にも一般質問で選挙の投票率低下の対策について質問し、その中で選挙公報について提案いたしました。</p> <p>18歳選挙権の制度改正もありますし、対象となる三崎高校生やUターンIターンの移住者の方々には選挙の判断材料が少ないように思います。</p> <p>町長選を機会に町長及び町議会議員候補者の政見・政策等を町民に見える化することが望ましいと考えます。</p> <p>公職選挙法第167条は、国政選挙と都道府県知事選挙においては、選挙公報を必ず発行し、公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載することを規定し、その他の地方選挙、伊方町ですと町長選、町議選では、同法第172条の2により、選挙公報条例を定めて選挙公報を発行することができるとしています。</p> <p>選挙公報は、選挙の候補者がどのような政見・政策を持ち、町民の代表となろうとしているのかを、選挙民が知ることができるとともに、当選した候補者が任期中、その政見に沿い、政策を実現するのかを検証するための重要な資料になります。</p> <p>そこで、伊方町でも条例を定め、発行するべきではないかと思いますが町長のご所見をお伺いいたします。</p>		